

平成 15 年度第 1 回 高知県森林環境保全基金運営委員会 議事録

- 1 日 時 平成 15 年 5 月 26 日 (月) 13 時 30 分 ~ 16 時 00 分
- 2 場 所 高知城ホール 2F「やまもも」
- 3 出席者 飯國委員 石川委員 川村委員 下村委員 田岡委員 津野委員 戸
梶委員 野島委員 松本委員 山崎委員 (出席者 10 名、欠席者 0 名)
- 4 配付資料
 - (1) 高知県森林環境保全基金条例
 - (2) 高知県森林環境保全基金条例施行規則
 - (3) 高知県森林環境保全基金運営委員会委員名簿
 - (4) 高知の森づくり推進委員会「健全な高知の森づくりに向けて」
 - (5) 「森林環境保全のための新税制(森林環境税)の考え方」
 - (6) 「こうちの森づくりと木の産業づくりプラン」
 - (7) 平成 15 年度第 1 回高知県森林環境保全基金運営委員会資料
 - (8) こうち山の日実行委員会委員名簿

5 議 題

高知県森林環境保全基金による平成 15 年度森林環境保全事業の概要・進め方について

6 議 事

(村手森林局長挨拶)

(委員紹介)

(飯國委員を委員長に、石川委員を副委員長に選任、飯國委員長が議事を進行)

飯國委員長：今日は第 1 回目ですので、この委員会の設置の経緯とか、何をすると
るか、何を審議するのか、これからどうするのか、というところを森林局の方から
詳しくご説明していただければと思います。

宮地木の文化推進室長：これまでの森林環境税が出来た経緯なりその背景等について
説明をさせていただきます。まず、現在おかれている県の森林林業の現状というこ
とについて、説明をいたします。高知県の土地利用の状況ですが、県土の総面積が
71 万ヘクタール、そのうち、森林が 84%、約 60 万ヘクタールという面積となってお
ります。84%という数字は全国第 1 位です。森林の中身ですが、面積でいいますと、
総数の 60 万ヘクタールのうち、約 8 割が民有林、2 割が国有林ということになって
います。そして、民有林、国有林とも非常に人工林が多い状態となっております。
民有林、国有林合わせて人工林の面積が 65%ということで、これは全国第 2 位の割
合となっておりますし、県民 1 人当たりの人工林の面積は 0.44 ヘクタール位、これ
は全国第 1 位ということで、高知県は森林県でありなおかつ人工林の割合が極めて

高い県である、こういうことが言えます。人工林の中身を見ますと、昭和 30 年代 40 年代の時期に拡大造林という形で植林されたスギ、ヒノキが非常に多くて、30 年生から 40 年生ぐらいの人工林が非常に多くなっています。なおかつ、特に 7 齢級以下の施業が必要な人工林の面積が約半分を占め、人工林の管理というものが課題となっております。この森林を支える高知県の林業についてご説明いたします。例えば林業の粗生産額は、昭和 55 年と平成 10 年とを比べますと、粗生産額 340 億が 150 億に、40%程度に減っておりますし、その中身を見ましても、スギ、ヒノキの丸太価格が 6 割といった状態に落ちています。それから、林業を支える労働力ですが、平成 5 年時点 3,500 人が平成 11 年には 2,300 人に、この数字をもっと長く見てみますと、昭和 60 年に 4,800 人いた林業労働者が、平成 13 年には 1,956 人といった状態になっております。また、昭和 50 年は 60 歳以上の労働者が 19%だったものが、平成 11 年には 50%と、高齢化といった状態になっております。このように、県下の森林の現状を見ると、保育施業が必要な人工林がたくさんあるんですけども、林業不振とか過疎高齢化ということで、人工林の管理がより難しくなって来た、そういった現状にあります。

続きまして、県民の意識についてご説明します。最近、森林の公益的な機能に対して、県民の関心が非常に高まっています。平成 12 年に県民意識調査を行った結果がございましてけれども、これを見ますと、水資源のかん養、国土保全、いわゆる地球温暖化の防止といったような事項が上位に上がっています。例えば、昭和 50 年、51 年の連年の台風災害とか平成 10 年の豪雨災害で土砂崩れがあり、国土保全という言葉が頭に浮かんできますし、また、水資源については、平成 7 年、8 年の渇水のように早明浦ダムが干からびてしまうという、そういった印象が残っております。そういうことがあって、国土保全とか水資源のかん養ということが高い位置、ランクを占めているのかと分析されます。世代に関係なく、こういった森林の公益的機能というものが、県民が期待する森林の機能となってきているのも事実です。非常に残念なのは、その中に林業というものがなかなか出てこないということですが、今言ったようなことが県民の意識ということになっています。

県では、こういった森林の現状なり、県民の意識というものを受けまして、特に平成 12、13 年ぐらいから森林政策の転換を図ってきております。転換を図ってきた成果が、「こうちの森づくりと木の産業づくりプラン」であり、それから飯國先生に委員長を務めていただきました高知の森づくり推進委員会の「健全な高知の森づくりに向けて」という報告書、レポートであります。これらのプラン、レポートですが、森林を林業関係者の方とか森林所有者の方のみに任せていくのではなくて、県民全体で高知の森を支えていく、そういった仕組みを作ろうではないかといったことが両者の共通する考え方ということになっております。その考え方のもと

に、例えば、平成 14 年 4 月からは県下の国有林を除く森林を、「この地域はまだまだ木材生産をする資源循環型の森林に向けた地域である」と、「ここは木材生産よりはもっと森林の公益的機能を図る地域にしよう」という形でゾーニングが実施されています。「健全な高知の森づくりに向けて」の中ではゾーニングというものを徹底していこうではないかということが提案されていますし、これからの高知の森づくりの将来的な方向として、針葉樹と広葉樹が混じりあう、「混交林」という言い方をしますけれども、「混交林」を高知の目指すべき森林の形にしようじゃないかということが提案されております。こういった森林政策の展開の中で、同時並行的に「森林環境税」も、地方分権の推進を受けて、目的税を作ろうじゃないかということで、当初、水源かん養税、水源税という形で平成 13 年 4 月から検討をされています。森林政策の変更、公益的機能を重視しようということと、いわゆる水源税という税制が同時並行的に進んできたわけです。

森林環境税に関して、平成 13 年 4 月に県の中でプロジェクトチームが作られました。これは、県と市町村の職員 18 名によって作られました。これで 2 年間検討いたしまして、水源だけではなくて森林の公益的機能全般を大事にしていこうじゃないかということで森林環境税という形に名称を変えて、この 4 月に県税条例が改正され、施行されています。この森林環境税の内容ですけれども、まず、仕組みですが、県民税均等割への一律 500 円の超過課税ということになります。ですから、個人県民税の均等割 1,000 円が 1,500 円になります。法人県民税、これは資本金に応じて 2 万円から 80 万円の区分がございますけれども、そういった区分に関係なく、プラス 500 円という形で新たに課税をさせていただいております。それから課税期間ですが、平成 15 年度から原則 5 年間ということになっておりまして、5 年たった時点でまた見直しをしましょうということにしております。それから納税義務者ですが、個人県民税は県内に住所がある方などでございますが、一定の生活保護を受けておられる方などについては非課税となっております。法人県民税は県内に事務所を設けている法人などということになります。この税収ですが、個人県民税の納税義務者の方が 27 万人、それから法人県民税を納める法人が 16,000 から 15,000 社という見込みで、それぞれ 500 円を掛けますと、1 年間に 1 億 4 千万、5 年間で約 7 億円という新たな税収が入ってくるということになります。この税の特徴ですが、これはいわゆる普通税の徴収ということで、500 円の新たな使い道は明確に規定はされていませんけれども、森林環境保全に使うということで、この税収相当額は、新しく森林環境保全基金というものを作りまして、その中に積み立てることにしています。森林環境保全基金条例が基金の設置の根拠となる条例です。ここで、基金という形で積み立てることによって、森林環境税は特定財源となりますし、使い道も、これは森林環境保全以外には使いませんということで、予算科目を新しく作り、誰

が見てもこの基金を何に使ったかということが一目瞭然となるような形になっております。この基金を運用していただく組織、これが今日皆さんにお願いしております基金運営委員会ということで、基金条例の第5条に設置の根拠がございます。皆さんに何を今からご審議いただくかということ、森林環境の保全のために行う事業について、税の賦課徴収に関する事項について、その他基金に関する事項についてということになっております。この基金については、今年度、今日を含めて4回基金運営委員会を開くようになっておりますけれども、こういった柱立てで使うのかということ、すべて委員の皆さんにご相談いたしますし、そのご相談の結果を県の行う森林環境保全施策に反映していくということになります。この基金を使って何をするかということ、詳しく説明させていただきます。まず森林環境保全事業という事業の目的ですけれども、県民が主人公になるという理念の定着、県民の皆様に対しまして、税を契機として、もっと山に目を向けてください、そして県民の方ができる事柄を是非やっていただきたい、そういったことを、広報なり、取組を進めるための事業です。それから、公益上重要で緊急に整備する必要がある森林を対象に混交林化をすすめ、森林の環境面の機能を保全するという事業がございます。これは、直接県が環境面で重要な森林について手入れをしていくということになります。普通ならば、県は間伐等については補助をしまして、所有者がやるという建理になっておりますけれども、この事業では県が直接事業をする、間伐を行うといった形になっております。その事業内容をもうちょっと詳しく言わせていただきますと、まず「県民参加の森づくり推進事業」というものがございますが、この中に「森づくりへの県民の理解と参加を促す広報」があります。後からまた説明しますが、今年は特にテレビ、新聞等を使いまして、県民すべてに行き渡るような大規模な広報を行いたいと予定しております。それから、「森林所有者への働きかけ」。あくまで私有林というのがこの事業の対象となっておりますので、森林所有者の方に対しまして、間伐の必要性なり、間伐の補助制度の詳細な説明を行っていかうというものです。それから、「こうち山の日」というものがございます。これは今年度制定する新しい事柄です。これは別の「こうち山の日実行委員会」という、県民から15名の委員を選ばせていただきまして運営している委員会がございます。そちらの方で、いつ、どんなことをやるかということ、現在検討中です。6月末には時期はいつやるんだということ、明らかにしたいと思っております。次にハード事業、県が直接間伐する「森林環境緊急保全事業」というものがございますが、これの説明をさせていただきますと、こういった所を対象とするかということがポイントとなると思います。木材生産を直接目的としない公益的機能に期待する「水土保持林」の中でも、公益保全上重要な森林、条件として、主要ダム等の上流域の森林、指定取水源の上流域の森林、それから集落とか道路の上部森林、そういった所を重点的

にやっています。県下の民有の人工林は29万ヘクタールございますけれど、これを資源の循環利用林と水土保持林に分けますと、水土保持林全体が10万9千ヘクタールございますが、このうちの保安林を除きます3万ヘクタール、これを混交林、針葉樹と広葉樹が混じったような森林にしましょうという目的がございますが、この税を使って行います県の直接の間伐事業はこの中に入っております。5年間で1,500ヘクタール、これは当面の目安とお考えください。今ご説明しました森林環境保全事業、県民に対する広報、ソフト事業と、それから県が直接行う間伐、ハード事業について、5年間の総事業費7億円を1：2の割合で事業を行うように整理しております。これもあくまで目安でございますので、これからの皆さんの議論の中でこの目安の数字が変わることも当然考えられると思います。以上、経過等を説明してまいりましたので、ここで一旦事務局の説明をおきまして、今までの中で質問等ございましたら受けたいと思います。

飯國委員長：委員会に参加していた私もすごい情報量だと思いますので、分からないところ、もう少し説明してほしいところ、出していただければと思います。

松本委員：水土保持林の中の保安林と普通林なんですが、どういうところを保安林にするのか、普通林を間伐するということですが、それはどういうところなのかちょっと教えていただけますか。

宮地木の文化推進室長：保安林というのはそれ自体がすでに水資源のかん養などの目的のために管理されている森林ですので、それまでもこの税でいちいち管理する必要はないということで除外しております。それを除いたあとの3万ヘクタールについて、この税による事業を投入しようと考えたところです。

村手森林局長：補足いたしますと、保安林というのは、法律で適正に、水源かん養とか土砂流出の防止などの機能を果たすために、間伐をどんとやるとか、そういうことをやらずに適正に管理して、水源かん養機能とか土砂流出の防止などの機能をしっかり守っていく制度です。森林法という法律に従って適正に管理がされていくべきものであって、そのように管理していないのならば、適正に管理するように命令をかけるというような制度になっておりますので、県民の方々からいただいたこの税を投入して行う事業でなく、別の手段としてその機能の維持を考えていける。今回県民の方々からいただいたお金というものを使っていくからには、そういう制度が働かないような普通林について、適正に管理していないような山、そうした山をどうしていくかということに使う必要があるのではないかと議論から、普通林の中で放置林、荒廃林とされたようなところを重点的に考えてそこに使って、こう、こういうような考え方から、水土保持林の中の普通林で、特に荒廃が著しい、そういった所を対象にしようと考えております。

松本委員：言われたことは分かるけれど、それだったら全部を保安林にしたらいいいじ

やないかと思うんですけど、そうはいかないんですか。

川村委員：その考え方は分かると思うし、3万ヘクタールに対して1億なにがしのお金がどれだけに働けるかということは私は分かりませんので、多分それほどにできないと思うんですけども。保安林の中でも地主さんが離れているとか、そういうところで結構荒れている、伐るときはこういう形で伐らないといけないというのは守ってもそれを実際育てている段階で荒廃しているところのほうが多いのではないのでしょうか。

飯國委員長：保安林は機能しているのかという質問と、全部保安林にしろという質問と。もうひとつ言うと、保安林じゃなくて守らないといけないところがあるのかと。いくつかの問題が出てくると思うんです。その辺はいったいどう考えるのか。

野島委員：局長さんが先ほど言われてましたように、保安林制度というのは法律に基づくもの、しかし、山として保安林も、荒廃している分には変わらない箇所も既にある。

川村委員：保安林とって、そこをのけるというんじゃないくて、どうしても災害に通じるような場所は目を付けてほしい。

村手森林局長：保安林にそのような森林がないかといえば、実態論としてあるのかもしれません。保安林につきましては、法制度上は命令をかけて、きちんと施業をするように、間伐をなささいというようにきちんと運用していけば、適正に管理できるような制度的な枠組みは用意されている。わざわざ森林環境税をいただいてその税を使っていく場合に、他の手段で機能を維持できる森林を、その税を使って維持していくかということについては躊躇を感じるというところでございまして、そこは保安林制度の適正な運用を厳正にしていくことが第一だと思っております。また、保安林と普通林、そんなに必要なら保安林にしまえばいいじゃないか、というお話も確かにあると思います。保安林の指定制度につきましては、個人の財産権を制限していくわけですし、指定ということについて抑制的な面もあったことも否めないかと思えます。その指定についても、守るべきところは守っていかなければいけないということで、保安林指定をして守っていくという森林はこれからも考えていきたいと思っております。実態として、今保安林になっていないところで、普通林で荒れている山がある。保安林指定といってもなかなか財産権の侵害になって、所有者の同意がないといけない。そうすると次善の手段として何があるか、ということになれば現実に荒れている山を救うために、この税を活用しようと考えていったということです。他の手段で出来るものはなるべく他の手段でやっていくということを旨に、県民の皆さんからいただいた森林環境税をいかに有効に効率的に使っていくかということを考えていかなければならないと思っております。

飯國委員長：保安林制度というのは実は新しい法律の中でうまく位置づけられていな

いんじゃないか、保安林制度そのものをつつきはじめると深い所に入りそうなんです。法的にきちんとするという、伝家の宝刀があるはずだけど動いてない部分もあるんだろうと思うんです。強制執行みたいな部分も含めて動いていないので、これでいいのか、というものが残る、もう一度これは整理をしなおす時間をいただいて、次回以降、もう少し議論をすべきではないかと思います。

松本委員：誰が命令する権限があるとか、どういうところを指定するのかということが分かる資料がほしい。

飯國委員長：エリアを絞る上でのデータを次回以降に見たい。具体的なエリア、ここで言ってる普通林はこんなエリアみたいなところが分かるような情報がほしいということだと思います。

宮地木の文化推進室長：1回整理して、次回資料を用意して説明いたします。

川村委員：公益保全上重要な森林の要件というのに主要ダムの上流とかいずれかに該当とありますが、その下には人家もない、ダムもその辺にはないけれども河川を直撃して、せき止めてしまうような場合が時々あるんですけれども、その河川の上の森林は。

宮地木の文化推進室長：ここでいう公益上重要な森林というのは、それぞれ施設と関連しています。ダムそれから行政上の取水施設、人家等々といったような施設です。今、川村委員がおっしゃったように川を直撃してせき止めてしまうとか、その周辺の森林が対象になるかどうかという、この尺度でいきますとあわないという答えになります。ただ、運用上、これをずっとこの通りにやるというのも、あまりにも杓子定規すぎるという、そういった意見も内部にはございます。必ずしもダムばかりが水を蓄えるのではないだろうといった議論もございます。今年度この事業で90ヘクタール、少ないですけれども事業を行うようになっております。今年度についてはダムの上流域に限定して施行箇所を考えております。5年間の事業ですので、その中でこういった所もというのがあれば、当然検討していきます。

川村委員：どうしても事業としてするのでなくて、上流域にあるものを混交林にするための知識みたいなものを、ソフト面の教育みたいなものはできますか。

宮地木の文化推進室長：それはできます。

飯國委員長：他に何かございますか？

宮地木の文化推進室長：今年度の主に歳出予算支出面での説明をいたします。まず、県民参加の森づくり、県民に対する働きかけという事業ですけれども、今年度74,975千円計上しております。中身は、まず森づくりへの理解と参加を促す広報、初めての事業ですので、森林に関して幅広い県民を対象にPRしていくという予算でございまして、新聞、テレビそれからPRのパフレット、そういったものを活用していこうということになっています。それから、今年度創設すると言いました、こう

ち山の日の推進です。これに 30,699 千円の予算を計上しております。これはこうち山の日の記念シンポジウムとか記念イベントの開催費用、それから県民から色々なアイデアを募集いたしますので、県民の企画運営する活動への支援、補助金を計上しています。それから、森林を実際にお持ちの森林所有者の方への働きかけということで 20,779 千円を計上しています。この予算は、放置林と言われている森林の調査、どれくらい実際に荒廃しているのか、それからどなたが一体所有されているのかといったことを把握する調査を行います。そして把握した、例えば所有者の方に対しまして直接森林整備を働きかける。ダイレクトメールで周知する。説明会を行う。個別訪問を行う。そういった形で森林整備の働きかけをそれぞれに行いまして、森林所有者の方にこれからの整理をどうしますかと言って、どうしても自分は余裕がない、経済的な余裕がない、といったことでなかなか出来ない、その中でどうしても緊急にやらなくてはいけない公益上必要がある森林について、森林所有者の方と協定を結びまして、県が直接間伐をしていく。この予算が 30,000 千円です。これらの合計額が今年度は 104,975 千円といった予算となっております。

今日、特に委員の皆さんにお諮りしたいのは、県民に対する広報事業です。これについて早急に行う必要がございます。テレビ番組の制作放送委託料 12,880 千円、それから新聞広告作成委託料 10,017 千円。この 2 つの執行についてお諮りしたいと思います。プロポーザルという契約の方式がございます。これは、我々県の方が何か事業をやる時には、どこそさんやってくださいといった指名をした上で競争入札していただくわけですが、プロポーザルというのは今度こんなことをやります、皆さん方からアイデアの提供をお願いしますといった形で、それぞれの相手方からアイデア、企画というものを募集し、その中で「これがいいね」というものを選ぶ契約方式です。このテレビ番組と新聞についてはプロポーザルでやらせていただきたい。やるにつきましては、皆様方委員の中から 3 名のプロポーザルの審査委員を選ばせていただきまして、私ども県の執行部と一緒に提案者のプロポーザルの説明を受け、そして実際に点数をつけていただく、そしてその候補を絞っていただく作業をお願いしたいと思います。それを次の委員会までに行いまして、その結果を次の委員会で報告をするといった形にさせていただきたいと思います。それと、テレビ、新聞について、プロポーザルで企画提案を受けると言いましたけれど、実はこの枠の中に小学校、中学校、高校生からのアイデアを受けて、それを番組、新聞広告に作りかえようという作業も含まれています。ですから、今から皆さんにお願いするのは、まず 3 名の審査委員を選んでいただきまして、プロポーザルの審査、それから小中高生からの公募作品の審査、この両方をやっていただくということを承認していただきたいということです。

飯國委員長：これは今審議する、もう決定事項なんですか。

宮地木の文化推進室長：ご審議というか、承認していただきたいということです。予算が決まっておりますので、予算の執行の方法としてプロポーザルという形で皆さん方の委員と我々の方の委員で、候補を決定する、そういう方向でよろしいかという承認を得たい。

飯國委員長：プロポーザルはおもしろいやり方だと思います。その中に小中高校生のアイデアを入れることによって小中高校生に考えてもらうという場を同時に組み込んでいる。当たったらテレビに出るといって、結構大きな刺激だと思うので、それはそれで考えてくれると思う。

石川委員：プロポーザルの、小中高校生からのアイデアの募集ですけれども、次回の委員会で諮るということですか。

飯國委員長：報告。次回のときにはもう決まっている。

宮地木の文化推進室長：結果を報告する。

石川委員：小中高校生というと非常に多いですね、募集の期間とか、かなり時間がかかりそうですね。

事務局：プロポーザルの方は、今日この場で皆さんにご審議願いまして、番組放送、テレビスポットと新聞とがございますが、承認いただきますと、各社にプロポーザルの説明会に来ていただいて一斉の説明を我々事務局の方で行います。それから2週間後に企画書が出てきます。企画書が出てきた段階で、決めていただきます3人の方々に入ってきて、どこがいいかという審査をし、放送局、広告の関連の企画会社が決まります。それと同時にさんSUN高知の方で小中高生の募集を載せたいと思っています。募集の締め切りを、小中高生の皆さん方は夏休みに入らないと番組に参加できないということで7月中をめどに提案していただきたいという公募をかけたいと思っております。中身につきましては800字詰め原稿用紙でもいいですし、イラストでもいいですし、プロデュース、セッションしながら番組、新聞広告を作るという形をとりたいと思います。その公募が終わりまして、集まってきたものを審査していただいて、作品を選んで番組制作、新聞広告をしていくということを考えております。

野島委員：新聞とか、ラジオ、テレビの関係、ご承知のとおり山村林業振興基金の方もスポットとかお願いして、森林組合連合会も一緒に企画したりして、非常に効果があると思いますし、1つ願わくば、先にやったものとだぶらないように、映像とか。長期間絶え間なく、またなるべく早くお願いしたい。

川村委員：プロポーザルの契約をするのに選んで、その後子供たちの募集が出てきた場合に先に選んだものと丁度つじつまの合うようなものになりますか。

事務局：事務局の方でこういう題材をテーマに作ってきてくださいという提案をします。各放送局なり、広告会社なりに、同じような条件で提示しまして、それをもと

に各社が趣向を凝らして工夫しながらこういう提案で、というのを形にしてきますので、それを審査していただきます。企画提案がいいところ、考え方がしっかりしているところ、番組放送をいい時間帯に入れてくれるところ、そういった差で決めていただいて、今度は実際に提案されたものを練っていくという形になります。

飯國委員長：川村さんがおっしゃってるのは要するに子供達の出した玉とテレビ局の意図がずれてしまうのを一番気にされている。

石川委員：順番としては子供の意見が先で、それをもとにテレビ局とか新聞の方が企画を出して、というのが一番自然の流れとは思いますが。

飯國委員長：こんな意見が出たので、それをどう料理する、というふうに投げるのがいいんじゃないか。

事務局：時間があればそうするんですが。

飯國委員長：なぜそんなに時間が。

事務局：放送局に問い合わせたところ、番組制作の関係は普通6箇月ないと出来ない。

また、3箇月単位でサイクルが決まっているので、なかなか番組がうてないという状況がございます。それと、水源シンポジウムの中でもPRにはテレビが一番いい、森づくりに参加していただくのに一番いいというご意見もございまして、マスメディアを使って、皆さんに周知していこうということがあります。時間が許せば早く取りかかりたかったんですが、4月以降の立ち上げということもございますので。

野島委員：今年だけではないでしょう。

事務局：それは基金運営委員の皆さんが来年度の執行を決めていただきますもので、よろしくをお願いします。

津野委員：小中高生からのアイデアというのはすごくいいことだと思う。自分が中に入って初めてわかる、初めて自分のものになるので、ぜひ。

川村委員：さんSUN高知で募集をかけるということですが、相当反応がありますか。直接学校に行かなくても。

事務局：学校にも当然、連絡しながら協力しながら。特に学校につきましては環境教育、エコクラブなど、頑張っているチームもありますので、そこを通せば、番組制作に携われるということで、頑張っているチームからは出てくるんじゃないかと期待しております。

野島委員：うちの組合でも最近では、夏休みの期間中に、テーマを絞って、林業、森林問題、現場の林業体験とか、目としてはそういう方向に向いてますので。先生がおっしゃってましたけど、非常に過密日程ということですので、早く知らせてあげた方がいい。

松本委員：日程的に現実的に言ったら6月のさんSUN高知が上旬に届いて、1箇月位でそういうのは今の学校の状況でできるかどうか。むしろ、夏休みをくぐらない

とできないんじゃないかと思う。放送の予定は、今の話でいくと、学校でいう3学期ですね。もしそういう風にやるのなら、子供のアイデアを先に決めて、それからマスコミへ働きかけないと、現実的に行くのかな、と。

事務局：補足します。考えておりますのは、番組放送につきましては13本になります。

15分番組13本のうち、公募分が5本。8本は森林環境税の話とか、こうち山の話、森の働き、森に行きましょう、市民ボランティア、そういうものを織り交ぜながら早い段階から番組制作して流し、こうち山の日が決まった段階でその前後に子供達の作品を盛り上げながら入れたらどうか、という方針です。

飯國委員長：今年はかなり時間がなくて大変ですが、そういう意味では来年以降の長期プログラム、5年間のプログラムをどう考えるかというところをきちんとこの中で議論して、今年はやや緊急避難的ですけど、環境教育のプログラム、教育委員会との連携もとられながら、学校レベルには流してしまった方がいいんじゃないかという気もします。教育のプログラムは決まってると思いますので、今年はおっしゃるように厳しいんですけど、何とか乗り切って、来年以降の長期プランの議論が出来たら。

宮地木の文化推進室長：プロポーザルの審査委員ですが、早速このプロポーザルの選定にかかりたいので、できましたら事務局の方からの推薦という形でこの委員会で決定していただきたいと思います。

飯國委員長：よろしいでしょうか。推薦をお願いします。

宮地木の文化推進室長：今年度のプロポーザルの審査委員ですけれども、石川委員さん、田岡委員さん、津野委員さん、この3人の方をお願いしたいと思います。

飯國委員長：いかがでしょうか。

(拍手)

宮地木の文化推進室長：では3人の委員の皆さん、よろしくをお願いします。

今年度、こうち山の日を制定するということで、こうち山の日実行委員会をこの1月に立ち上げて、現在4回開催しております。これからお諮りする事柄は、山の日実行委員会、先ほど30,699千円の予算がついていると報告いたしましたが、このこうち山の日予算の執行について、本来この基金運営委員会がすべて掌握するというのが建理ですが、既に始まっているプロジェクトですし、第一義的にはこうち山の日実行委員会で30,699千円をどう使うということは決めていただいて、その結果を基金運営委員会ですべて報告するという形でいかがかということのご相談です。

飯國委員長：何か意見はございませんか。山の日実行委員会は、どんな組織になっていますか。

宮地木の文化推進室長：こうち山の日というのは昨年来、森林環境税の展開とあわせ

て、もっと県民の目を山に向けるべしというような声がありまして、そのためにどういう形でやるのかということをお県民の視点で考えていただくことと作り上げたものです。委員が15名、オブザーバーということで四国管理局と十和村の方、それから事務局、というような形で構成しておりまして、座長は高知大学の依光先生、それから副座長として高知市の会社社長であります土居さんをお願いをしているところです。今月30日にまた開催するようになっておりまして、県民からの実施提案についての補助金の要綱をどうするかというようなことを今回の委員会でお諮りするようしております。

飯國委員長：一番気になるのは、山の日が県民の意識、県民の方に考えてもらうという戦略、こちらもパンフレットとかテレビをやる、その調和というか、一本ねらってそこに集中砲火をする方がいいだろう、その辺が山の日よろしくね、と預けたときに連動ができるのか、という気がして不安が残るんですが。

宮地木の文化推進室長：確かに、基金運営委員会、それから山の日実行委員会も、森林環境税を使っていかに高知県の山を整備して高知県民の目を山に向かせるかということが目的ですので、その中で例えばこう山の日でしたら、今回はこういったことを協議する、次回はこういったことを協議するといったような形で活動内容は基金運営委員会に報告しますし、それから基金運営委員会の方でも意見を山の日実行委員会の方に伝えまして、調整といいますか、バランスを取っていかうと思っております。

飯國委員長：山の日に関しましてはそういう形です承ということによろしいでしょうか。では基本的に密な連絡を取りながら連携するということによろしく願います。

(午後3時から5分間休憩)

飯國委員長：先ほどご提示いただいたような、運営の仕方とか、今後どうするとか、透明性が確保されなければならないという話がありますので、透明性を確保する手段であるとか、結果を計る方法、意識に働きかける、変わった税金という性格がかなりあると思っております、皆で考えましょうという所が随分ありますので、従来の税金とは少し違いますので、そういうことをうまく仕組みとして入れるような議論が必要と思いますが、どこからでも結構です。ご意見をいただければと思います。

下村委員：先ほど来話が出てましたけど、啓蒙していくという所で、特に小中高生を巻き込んでいくというのはすごくいいことだと思います。特に自分たちは海沿いにいるんですけど、最近は割と海と山の接点というのは皆分かってきたんですけど、まだ、自分は海の子だから山のことは知らないという子供達も確かにいます。ですから、先ほど山の日の話がありましたけど、ああいうときに、海側の子供達に「君の海はこの山からこうなってるんだよ」というようなものを見せてあげるとか、単

に山だけという形ではなくて、そういうこともできればいいと思います。

飯國委員長：事業的には、どこにはまるような話になるのでしょうか。

石川委員：広報事業費のところには、そういうことは今年度は入ってませんよね。番組制作とか新聞広告とかパンフレット。

松本委員：ツアーでそういうのをやっていただけたら。

石川委員：山の日には1年に1回ですよ。1年に1回こっきりやっても定着していかないと思うんです。継続してやるということが大事だから、あちこちでいろんなところで頻りにやっていくということをしていかないと県民に広く知っていただくということが難しいと思うんです。ただテレビとか新聞だけでぼんとやるんじゃなくて、現場に連れて行くということが大切だと思うんです。

宮地木の文化推進室長：川の流域の考え方というのがある。山から海を考える、海から山を考える、そういった考え方というのは、定着して来つつあるかなと思います。今回の山の日ですが、中でも漁師さんが山に入って、植林なり林業体験を、というようなお話もあります。海と山との接点を取りあげていけば、子供達の方にも伝わっていくんじゃないかと思います。それから、石川委員さんがおっしゃられたように山の日というのは1回こっきりじゃないかということです。言われたらそれまでですけど、良いものは次の年に反映していくことはあってしかるべきだと思います。この場でそういう方法を出していただけたらと思っております。

川村委員：基金運営委員会にはふさわしくなくてお金のいらぬ話ですけど、実はこの間本川村で子供たちが植樹をしたんです。何を植樹したかというトスギとヒノキを植えた。それも山の林道沿いに植えたんです。「先生あそこへ木を植えたら太ったらもう暗くなって雪が解けなくなりますよ」という話をしたんです。そうしたらそのことを全然先生自体が分かっていない、そういう教育も先生の研修会そういうところでも教える、ということをしていただけますか。

宮地木の文化推進室長：いろいろ行っていきたいと思います。

田岡委員：子供さんのことで色々出てますけれど僕も是非やるべきだと思います。嶺北には実は香川の人とか徳島の人にツアーでよく来てもらうんです。僕ら独自に商売の中で家を建ててもらうためにやっている事業なんですけど、独自にやって7年目になるんですけど、去年の春、丸亀の工務店さんが地域でNPOを作りたい、昔の結のような形で隣の人がやっているとときには一緒にやろうよ、家造りもしようよと。隣の人が家を建てるといったら大工さんに任せるのではなく手伝いに行こうよというような地域のネットワークを作りたい、という話があって、地域でご一緒して山へ行きたい、ということがあってご案内しました。そのときに丁度時期が良くて伐採現場で伐採しているのを見せることが出来ました。そのとき親子連れがかなり来てまして、小学校4年生ぐらいの男の子が伐採しているのを見て、8年生ぐらいの

木が倒れるのを見て、感動したのかわかりませんが「環境破壊や環境破壊や」と。説明するのに苦労したんですけれど。実際、見てみないと分からないわけです。いくら良い映像で見ても、いくら良いパンフレットを作っても現場で見ることにかなわないと思う。是非そういったツアーを受け入れることを山側としてもやらないといけない。結構費用がかかって大変なんですけど、そういったことを積極的にやらないと本当に分かってもらえないのではないかと気がしています。例えば香川県の小学生中学生はある学年で必ず嶺北の源流の森をバスで見に行く。例えばそういうところまで行けばたいしたものなんでしょうけど、現場を見る、現地を見る。本当に間伐をしたらどういう風になるのか分かるようにしないと、間伐してください間伐してくださいと言っても分かりません。どういう山が欲しいのか実際に試してみないと分かりません。それから本当に強度間伐が必要であれば強度間伐した山が2年後3年後こんなになりますよということが分からないといけません。現場で見てもらわないと分からないと思うので、一般的なマスメディアを使ったPRと同時に、現場でそういった所を見るようなことを必ずやらないと浸透していかないような気がします。

山崎委員：私も思います。この金曜日に、中村林業さんと一緒に伊田小学校、全校で37人しかいない学校ですけど、一緒に林業教室をやって、ペーパーの勉強をしておいて後で間伐、体験実習を一緒に実際やりました。これは本当に感動しますね。子供に、非常によく分かる。継続的にやる、山の日前後だけではなくに普段から児童を対象に、次代を担っていく子供たちを対象に継続的に取り組んでみた方が良いと思います。

飯國委員長：現場に行こう。一致を見ているような気がしますね。山の日に任せるのもいいけれど、山の日は1回こっきりだろうということですね。この中にしっかり組み込んで次年度以降になるのか、それをどうやって組み込むのかだろうと思うんですが。

宮地木の文化推進室長：今、田岡委員、山崎委員がおっしゃられたとおり、確かに特に子供たちに現場を見せて現場を体験させることは非常に大切なことだと分かっております。宣伝じゃないですけど、森とみどりの会という社団法人がございまして、そちらの方で、土佐山田の情報交流館とか体験の森といった所で、親子も含めまして年間約1万人程度、入って実際に森林体験しているということがあります。是非そういったことはどこの財源でやるかは別として県又は社団法人の事業としてやっていくべきことだと思います。それから山の日ですが、山の日ということで1回こっきりといたしますけれども、我々山の日というのはあくまで、ある日が山の日になることは間違いありませんけれども、その前後から時間的に、連続性、例えば11月にやるんだったらその前の10月とか11月とかいう形で一定の期間はやってみたいと

思っていますので、必ずしもある日突然それだけということではありません。

飯國委員長：デジタル的に、「山の日」と、徐々に上がって徐々に下りるそのピークだということですね。

田岡委員：確かに交流館の方にたくさんの方が来ているんですが、結局そういう所に参加している人というのはやはり意識が高い人ですよね。よく分かっている人で、その人達が尚更知りたいといろんな人が来ているわけで。この基金を作らなければいけないというのは、そういうことの意識の少ない人に対してどうやって分かってもらおうかということが問題で、ある程度積極的に入り込んでいく手段を取らないと待っていても同じじゃないかと思うんです。そういう手だてで山を見てもらう、そういう体験をしてもらうということをやらないと、いつまでたっても今と同じじゃないかと思います。

宮地木の文化推進室長：田岡委員は事情をよくご存じで、熱心な学校とそうじゃない学校と色々ございますので、特にこの森林環境税を使っていくというのは、関心のない県民の方にも山に目を向けてもらうということが大事な要素です。そういった仕組みも、この場で委員さんから意見をいただいて、出来るものはやっていくような形にしたいと思っています。

野島委員：子供さんの教育という点からいうと、自然に小さい頃から親しむという、そういう方に近づける、そこの中から自然に生まれてくるという教育であって、あまり押しつけではなくて、山に行ってみたいという気持ちになるような。子供だけじゃなしに大人まで含めて。

あと、健全な森づくりというところで注目していますけれども、私たちがお願いしたいのは、放置林対策です。森林所有者自らが自分の山を知らない、現実的にそんな人もいるという実態があるわけです。そういう人に的確な情報を提供して施業してもらう、一番問題なのは間伐ですが、手を出したくても我々ではなかなか出来なかったことが今回予算化もされた。大いに期待していますので、的確な情報を提供して、なおかつ管理をしていただく仕組み、仕掛けをお願いしたいです。もうひとつ、間伐の問題ですが、面積からしたら本当に小さな面積です。けれど、県民に分かりやすく伝える場所になるわけですので、場所の選定とかご苦労があると思いますが、それが皆さんの目に見える形になるような。ダムの上流域に限定しましても、ダムも高知県にはいっぱいありまして、その中で小さな面積になるわけです。これを使って間伐したらこうなりました、そういう仕組みを考えていただけたらと思います。

宮地木の文化推進室長：野島委員からふたつご提案がございました。その通りだと思っております。特に放置林です。近くに森林所有者の方がいらっしやらない森林があり、かなり放置されているという状態がある。森林所有者の方は熱心か熱心でな

いかという言い方で言いますと関心のない方は間伐の補助制度の中身などほとんどご存じない。だから、どれくらい自分の負担があるんだということも分からない状態です。今年はそういった不在村の地主の方にもこういった間伐補助制度がございます、これに対する自己負担はかくかくしかじかです、といった形で具体的に専門家が説得する形にしたいと思います。もう1点、直接間伐 1,500 ヘクタールです。全体からいってささやかな量ですけれども、やる以上は事業効果を考えていかなくてはいけない。それから場所の選定ですけれども、次回なりにご相談しようと思っておりましたが、我々の方で放置林の対象リストを作ります。それをこの場で皆さん方にお示しして皆さん方からご意見をいただいて箇所決定をしたらどうかと思っています。

飯國委員長：野島組合長さんは難しいとおっしゃっている。相当難しいんですね。

宮地木の文化推進室長：1,500 ヘクタールというのをいかに象徴的に使うか、強烈な印象を与えるかは、やはりこういう委員会の場で選んでいただきました、ということも大事な要素だろうと思うんです。県の方で選んで、山の奥の方で人目の付かないところでというんじゃなくて、ここでやったらどうかというのがあれば選んでそういうことも検討していただいたらどうかと思っています。現在そのリストを我々は持っていませんが。

松本委員：委員の方に聴きたいのは、僕らも小さいとき山で遊んだけれど、どこまで今の状況で山で遊んで許してもらえるのか、と。来てよ来てよと言われるけれど、行って勝手なことして、と。その辺の山の人側の意識改革というか、例えば、タケノコはずっとあるけど、あれは取っていいか、いけないと思うけれど、聴いたら、タケノコを取って売ったってもうけにならない、それだったらどうぞ取ってくださーいというような、県民が入れる山の受け入れがなんとかできないかということです。

川村委員：私、実は山にお嫁に来たのは、その原因があるんですが、昔、本山ヘワラビを取りに行くととても怒られまして、それなら自分が住んじゃおうかなと思ったんです。山で住んでみたら、またそれなりの違う面が見える、目の前に地主がいて、そこが畑になってても、平気で踏み荒らすとか、そういうことも見えてくるんです。それから、山の人というのは働き者で、日が暮れるまで家に入らない、コツコツ働いているのに、相手は遊びで来て、荒らしていくみたいなどころがある。今、地場産品でイタドリとかワラビとか取って売るといのが山で生活の糧になってきている。そうすると、知らない人が入って来て、さあ取ろうかと思ったら、全部無くなっている、ということがあったりして、どっちのどう弁護をしたらいいか、未だに分からずじまいです。タケノコに関してですが、北山がタケノコで荒らされています。竹がどんどん増えて、ああいう場合、タケノコを採って売りたい人もいます。自分の山じゃなくても、製品を作って、良心市とかへ出したい人もいます。

です。そういう方に自由に売らしてもらえたら、荒れるのも防げるし、あれは何とか県の方でならないでしようかと思ったのですが。

飯國委員長：最後また県の方へ行きましたけど、それでいいのかということもあるんです。こういう話が最後、県何とかありませんかということも問題で、それを互いに話し合いませんか、という。

川村委員：地主がないから、持っていくしかないんです。

村手森林局長：今おっしゃられたことを引き継ぐんですけれど、山の地主さんの所有権をどこまで考えるかという問題があるんです。例えば、ヨーロッパだと自然享受権、そこへ入って自由にワラビとかタケノコとか採取したりする権利が保証されているようなところもある。日本の場合は、所有権絶対主義で、所有権侵すべからず、と。その所有者の方がどこかへ行ってしまって分からない。そこへ、了解を取ろうと思っても、なかなか取るすべがない。こういうようなことで、荒れるがままになっている森林が多い。また、どんどんと竹が入って来ても、伐ってきちんと管理するということが出来なくて、どんどんと竹林になってしまうというようなことで、今の山林の問題点の鋭い指摘だと思います。これをどう所有者の方に理解してもらって、いい方向に向けていくかというのは我々の重要な課題だと思っています。今後どうしていけば良いのかと、こういった場での議論をしながら、今回不在地主の方に働きかけて間伐等をしてもらうという働きかけもどんどんしていきます。こういった働きかけもどんどん強めていかなければと思います。ヨーロッパのような所有権を制限するような権利とか、また法律論になってきますけれども、そういった研究もしなければいけないという声もまたあるようですけれども、とりあえずは現在の法制度の中で出来ることを、不在地主の方に山林をどのように適正に管理してもらうかということを追及せざるを得ないかなと思います。

飯國委員長：ヨーロッパの議論でいうと、入会権を少し拡大するという、昔皆でそういう雑木を取っていたという権利は地元の権利だった、それを拡大して外からも入れるようにするという。入った人達も一定ルールを守るということをしないとだめで、仕組みだけの問題ではなくて、意識を変えて仕組みも変えると同時にやっていたかなければならないことだろうと思う。ちょっとおもしろい論点で、こういうのをこの基金でうまく動かせるように仕組みを作ったらどうだろう、と。

津野委員：去年の5月ですが、セミナーを開催したときに県の方に来ていただいて、あの当時は水源税と言っていたが、そのことについてお話をいただいたことがあったんです。そのときに20名ぐらいの方を集めたんですが、年齢が20歳から60歳ぐらいまでバラバラだったんですけれど、その年齢に応じてとらえ方も全然違っていったんです。20歳代の人たちは「なにそれ」という感じで、「そんなまたお金がかかるようなことがあるの」とみたいなとらえ方をされるし、年輩の方は、小さい

ときに山で遊んだ経験がある人などは、もっととらえ方が違って、「年齢によってこんなにもとらえ方が違うんだな」とそのときに思ったんです。それから、新税ができて、そのセミナーを受けた人達には、やはり頭のどこかにそれが残っていて、「あのことね」というのがスムーズに分かる。でも、あとの若いスタッフなどに「新しい税が」と言っても「なにそれ」という感じで分からない。興味も無い。だから、税を取る、お金を取るということは、それが見えていかななくてはいけないので、本当に若い人から年齢のいっている人まで幅広い形で見えていくためにはどうすればいいのか、と。そのセミナーもやって良かったなと思います。やらないよりはやって良かった、その人たちは頭のどこかにそれが残っていた。20歳代、30歳代と分けてやってもおもしろかったねということを県の方とお話したりしたんですが、皆が入りやすいように、何かもっと考えていけたらと思います。

飯國委員長：世代別に戦略が違うんでしょうね。

宮地木の文化推進室長：先ほど説明したように今年はテレビとか新聞で、回数も時間も非常に多く、皆さんに関心があるがなかならうが、「どうですか」と、「山はこういった状態ですよ」ということを伝えることにしているんですけど、津野委員がおっしゃったように、世代別で、聞き流される、という問題も出てくると思うんです。これからの山を考えたら、先ほど小中高生の話も出ましたが、若い人にどういう風に伝え、理解してもらうかが大事な課題です。そのヒントを、また皆さんからいただきたいし、来年の施策にも活かしていけると思っています。山に、例えばボランティアとかで入っている方というのは、少々年齢が上の方がどうしても多い。若い人が少ないようです。ボランティアで若い方が入ってくるように素地が作っていったらと思います。

野島委員：そういう意味では、先ほどの山へ入りやすい環境づくりというのは、市町村とか県で、どこかでそういう場所、県有林とか市町村有林くらいから入っていかないと、個人財産のところは、個人差がありますけど、難しい。もうひとつ、森と緑の会の事業と重なる部分がありはしないかと、それは、重なって何回もやることは大いに良いけれど、またか、と言われても困るし、その辺のさびわけ、事業の効果があがるように。

松本委員：林業で食べられるようになれば、こういう税はいらない、という根本を知らせていかなければいけない。実際、本当に大変だと思います。本来は、国や県が謝らなければいけない部分もあると思うんですけど、そういうことを含めて林業で食べられるだけの何か、そこを目指さない限りは、いくら森林環境税を集めても根本的な解決にはならないと思うんです。何十年もかかりますが、いろんなことをしない限りは。

山崎委員：昭和30年代ですか、一番景気がいいときには、今みたいな心配をしなくて

よかったですよね。木はどんどん植えるは、木材価格は高いものですから、自然と山に木を植えることはできたし、手入れもできたわけでしょうけれど。今はどうしようもない時代になってるんで。

飯國委員長：責任論はこの前の森づくり委員会でも、誰が植えた、みたいな、国も行政も誘導したけど、所有者の方も、もうけようとして植えられたところもあるだろう、と。

田岡委員：今度森林局の方が森林土木で使う型枠を木製にすること、経済のシステムを取り戻して山を守るというためには、使うということがなかったら絶対できない。使うということをやろうと、本腰を入れて取り組み始めたというふうに評価していいと思います。今までどうしてできなかったかと思う。多分それで、だいぶ意識が変わると思います。使おうよという意識、使うことによって森を守るといふ運動につながって行って、少しずつ税金の投入が少なくなっていくかもしれないと期待している。それと、ハードの方にたくさんのお金を使おうとしているわけですが、そのハードで強度間伐しましょうと行って40%の間伐としてますが、果たして緊急対策でやらなければいけない地域が40%でことが足るんだろうかと、ちょっと不思議なんですね。そんな所で40%くらい伐ったって、2、3年してもなかなか。そういう地域で、水土保持、水源かん養のためにやろうとしたら、もし、明くる年に台風が来て倒れても、植生は回復するわけですから、広葉樹が戻ってきますから、もう少し目に見える形に、こういう所はやらないといけないんじゃないかと思えます。3本で2本くらい伐らないと太陽光線は入って来ない。そうしたら、後10年から15年くらいは手を入れなくて済むかもしれない。

野島委員：田岡さんが言われたように、最初私が言ったのは、場所の選定は非常に千差万別で、まさにそういう場所もあるわけですし。生長の早い所は、5、6年でまたすぐ元の姿になる。技術的なものもあるんで、一概に言えない。7割間伐のケースも可能性としてある。

田岡委員：山を見て県民の皆さんが納得できるか、間伐をせずに2、3年たって、一緒じゃないか、5、6年たってまた一緒になってしまったと言われたら、せっかとお金を入れたのに、ということになってしまうかもしれない。

山崎委員：ただ、一般の森林所有者にとっては、30%でも文句言いますからね。そんなことしてたまるか、それほど伐って、と。伐りたくない、もったいないというのが先に出ますからね。難しい。説得するしかない。

野島委員：森林環境整備推進員ですか、この制度を作ってそういうことを話していく、推進する人の教育といいですか、それを大事にして高めてもらうようにして、推進員の人選もさることながら、実際勉強してフィールドでの能力を持って臨まないといふ、多様な形態が多いので大変だと思います。

田岡委員：そういったモデルがあって、実際には、資源循環林の面積が多いわけですから、そこにそういったシステムを取り込まないと。資源循環林はうっそうとしていて良いだろうかということになるので、今回やることについては資源循環林の所にも波及するような、きちんとしたものを作り上げて、資源循環林の方もああそうだと思われるようなものにしていかないと。

川村委員：樹齢も問題あるでしょう。

野島委員：そうです。

川村委員：「もうちょっと伐ったら」と主人に言いますが、あそこをこれ以上伐ったら、風があって木が倒れる、そういうことがありますので。そのときに言った言葉がもっと始めから薄くに植えろと思ったけれど、薄くに植えたら補助金が出なかったと。

村手森林局長：200本植えないと補助は出なかった。200本より少なかったらもう補助が出ない。だったら植えなきゃと。

川村委員：もう木が大きくなって、それほど間伐したら倒れるようなところは遠慮するべきと思うんです。

村手森林局長：5年間で1,500ヘクタール。年間で、今、15,000ヘクタール程度間伐をしていて、5年間で1年間の10分の1ぐらいの面積をこの事業でやっていこうとしている。今回、この事業の画期的なのは、要は、この税金を100%つぎ込んで、森林所有者に何の負担もなく間伐していく。財産になってしまう危険もあるわけです。県が税金を入れて、負担なしに税金を入れて伐っていく。そうすると、また資源循環の良い山になってしまうかもしれない、という考えもある。そうした中で、どういった山を対象にして、どういった制限をつけながら考えていくか。さっきの保安林の話もありました。また、普通林では9割、水土保持林でも県単独で9割補助、普通の間伐で言えば、68%の県の補助、残りの32%というのが所有者の負担というようなことが普通なんです。そうした中で100%の負担の間伐を実施していくために、どのような条件をかけていくか、そして、どのような山を対象にしていくか、その辺が悩みどころでございまして、制度を運用していくからにはその辺の細かなところまで作っていかなければならない。そういったところをぜひご教授いただきながら制度運用していきたいと思っています。ぜひ、よろしくお願いします。

松本委員：混交林にするには、伐った所には広葉樹を植えるんですか。

宮地木の文化推進室長：我々がイメージしているのは、針葉樹を思い切って伐りまして、光が入るような状態にします。そのまま放置します。自然に植生が入ってくるのを待つ、そういうイメージです。そういう意味ではかなり伐らないといけません。

野島委員：間伐の繰り返しを、今回は1回でやろうという考え方ですけど、要は日光が当たるようにすれば自然の空間に生えてきますので、言われるとおりにはなっ

てきます。しかし、先ほど言われたように地形とか、色々な条件によって、本当の意味の混交林となるかは、ちょっと分からないですが。それから問題は、最近台風が来てないですのでいいですが、所有者が自然災害を恐れる、強度間伐を敬遠されるということも汲んでおかないと。

飯國委員長：日程のほぼ時間になりましたが、他に何かありませんか。

それでは、まとめをさせていただきます。ひとつ目は、最初の方にお話になった間伐、ゾーンの問題です。保安林とはどんなもので、全域にしたら出来るのか出来ないのか、本当に機能してるかどうかという質問がでました。これ以外のところでやるという話ですが、本当にそれでいいのかどうか、という。保安林、間伐対象エリアの問題がひとつ。それから、先ほどから議論になっているどのくらい間伐したらよいか、それを実際にやるためには、相当に森林環境整備推進員さんの研修、説得能力というか説明能力というものが随分いるんだろうという風に議論が進んできたと思います。個人的には新税の考え方の一番根っここの所、私は意識の切り替えだと思っているので、意識を切り換えることができるかどうか一番ウエイトを置いてもいいのではないかと気がしています。そこが一番効率的にやれるという所の選び方もひとつあるのではないかなという気がして聞いておりました。ふたつ目は、広告のプロポーザルの話です。基本的に承認をいただきましたが、「どうも時間がないんじゃないの」というご意見が出ました。これは、いろいろご意見を伺っている限り、確かにそういう気がします。ただ、事務局サイドから言えば、ご説明がありましたように、今年はもうなかなか制作の時間も考えると難しいということでしたので、これはむしろ我々の次の課題として、長期のプランをどう考えるのかということだと思います。5年プラン、要するに人の意識や気持ちに働きかけるということですから、長い時間かかる、だけど、そのためのお金がある訳です。これは行政としては珍しい話だと思うんです。きちんと多年度にわたって計画ができる。普通は単年度主義ですから、そういう意味では非常に息の長いことができるわけです。これを出来るわけですから、ぜひ重点的にこういうプランを立てるべきだろうという風に思います。そういう意味では他の、山の日とかとの関わりをどうするのかが、もうひとつ実はまだ見えていない所もあるだろうと。山の日戦略とこちらの戦略。それを踏まえて、長期プランをどうするのというところまでいかないと、なかなかものにはならないかもしれないなという風に思います。意識に働きかけるというところでは繰り返し意見が出ましたのは、現場に行くということ、山の日もいいけれども、もっと継続的にいきたい、行ったらどうだという話ですとか、行くのはいいんだけど、今度は遊べる場がちゃんとあるのかというような議論もありました。それに関しては、例えば自治体の方から場の提供をしたらどうかという議論もありましたし、一方ではマナーがないと困るよという話もありました。この

辺は、先ほど言いましたが、私は入会権というものの拡大バージョンだろうというふうに考えておりました、みんなが使う場として、県民の森という分かったようで分からない標語を使われてますが、みんなで本当に使うようになったら、これは一種のコモンズだろうというふうに思って、そういうコモンズとして使うルールみたいなものを住民の側の方、山の側の方が両方持ち合わせるとか、あるいはグループ単位で使いあうというような場ができれば一番いいだろうなというふうに思って聞いておりました。それから3点目ですけれども、意識に働きかけるという意味では、年齢に応じてとらえ方がうんと違うんだというご指摘がありました。これもおっしゃる通りだろうと思っています。これに関わって、世代別にもっと戦略を練るということなだけけれども、今年はなかなかうまくいってないよというお話がありました。私これを気にしながらかねがね思っていたことは、それぞれの年齢でどんな意識があるのか、まだ実はちゃんと把握が出来ていないと思っています。それぞれの年齢に対してどういう今働きかけがされているのかも実は分かっていない。でっかい模造紙にこの辺の年齢はこんなことを考えてるとか、この辺はこんなことを考えていると書いておいて、それに対して、例えば森と緑の会はこんなふうなアプローチをしているとか、総合教育ではこんなことをしているとか、例えば間伐ボランティアはこの辺の層が出ているという、見通し図が描けると、この辺が空いているとか、こういうふうに切り込んだらどうかみたいな。山の日の人達はこういうところから頑張れよという、うちはこうしましょうというふうな、テーブルというか、合戦図みたいな、どういうふうに攻め込むかということを描けたらいいなというふうに思って聞いてます。難しい話だろうと思いますが、そういう意味では下流だけではなくて、所有者の方、中にいる方、外にいる方、外も市内と東京、大阪はまた全然違うと思う。そこに対して一体どういうふうに働きかけるのか、いまはどう働きかけているのか。それがないと戦略が組めないと思うんです。その辺をまとめる必要があるのではないかという気がしています。と考えると、4回の委員会でそこまで議論が出来るのか、さらに言うと、これは極めてボランティアな働きかけを刺激する税金なので、それなら委員会の人ボランティアでやれよみたいな話にもなりかねないですが、それはそれで受けてもいいかもしれない。個人的には思っている次第であります。あとは、成果の計り方、個人的に、2、3補足したいと思っているんですが、意識に働きかけるという極めて難しい仕事が大きな柱のひとつだと思います。そうすると、行政評価をどうするかという難しい話があって、意識が変わったかどうか今のうちに計っておかないと分からない。最初にアンケートでもして、「森って知ってます？ 伐ったら森林破壊ですか？」という。そういうのをランダムサンプリングしてアンケートをやっておいて、「破壊だ破壊だ」と言っていたのが5年経つと、「それでいい」というふうになると、意識が本当に変わったこ

とになると思うんです。そういうものを今のうちから仕組んでおかないと「本当に上手くいったんですか」、「アンケートの手応えがいいです」とかでは説得的ではないと思うんです。そういう仕組みもあらかじめ組めたらいいというふうに聴いてました。私見も交えたまとめになりましたけれど、私の方で敢えてまとめさせてもらえばこんなことかなというふうに思います。

(事務局からスケジュールの説明、基金運営委員会運営要領の説明、議事録署名人を山崎委員、戸梶委員にお願いすることを決定)

飯國委員長：2時間半にわたって熱心なご討議をどうもありがとうございました。第1回の委員会はこれで終了させていただきます。

以上、この議事録が事実と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名人

同 上